# 利益相反管理方針

制定 令和5年12月27日決議 東根市農業協同組合

当組合は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、 金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのあ る取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方 針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

### 1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用 事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さま との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいま す。

### 2 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に 掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当組合等の間の利益が相反する類型
  - a 当組合の相対債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローン を組成する場合
  - b 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、 他の取引に利用される場合
  - c 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合
- (2) 当組合等の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

- a 農業法人等の買収において、当組合が買収側・被買収側双方と融資お よび助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して 経営アドバイス等を行う場合
- b グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合
- c 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合

## 3 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1)利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4)各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、 または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると 疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のう え(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある 取引であるかの特定を行います。

## 4 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲

げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2)対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当組合が負う 守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

### 5 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で 定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

#### 6 利益相反管理体制

- (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引 の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適 切に検証し、改善いたします。

#### 7 利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有

効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

# 利益相反管理方針の概要

東根市農業協同組合

当組合は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、 金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのあ る取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方 針」といいます。)を定め、その概要を次のとおり公表します。

### 1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用 事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さま との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいま す。

### 2 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
- (2) 当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

### 3 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1)対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3)対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法(ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4 利益相反管理体制

- (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引 の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適 切に検証し、改善いたします。

# 5 利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、東根市農業協同組合 金融部 (0237-43-1113) までご連絡ください。

# 附 則

(実施日)

この方針は、令和5年12月1日から実施する。